

# 法教育研究会第12回会議議事録

日 時 平成16年6月18日(金)  
午後2時～午後4時  
場 所 法務省第一会議室

## 午後2時 開会

土井座長 まだお見えになつておられない委員もおられるようですが、所定の時刻が参りましたので、法教育研究会の第12回会議を開会させていただきます。

まず、本日の配付資料の確認を、事務局から説明していただきたいと思ひます。それではお願ひします。

大場参事官 資料1から資料3までございます。資料1は、今日、講師としておいでになつていただいている大村敦志先生のレジユメでございます。資料2は「米国見聞報告」というものでございます。これは沖野委員作成のレジユメでございます。参考資料として、その関連のものもついております。資料3が、第10回会議の議事録でございます。資料の確認は以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日のテーマに入りたいと思ひます。本日のテーマは、前回に引き続き、「諸外国の法教育」でございます。前は江口委員と鈴木委員から、スウェーデンとフィンランドにおける法及び司法に関する教育の在り方について御報告をいただきましたが、今回はフランスとアメリカを取り上げたいと思ひます。

まず最初に本日は、「フランスの市民教育」ということで、東京大学法学部教授の大村敦志教授をお招きしております。大村教授、お忙しいところ、研究会に御足労いただき、大変ありがとうございます。大村教授は東京大学法学部を卒業され、現在は同大学法学部の教授として民法を御専門とされております。また、昭和62年から平成元年までの間、フランス政府給費留学生としてパリ第2大学で研究され、その後、平成11年から平成12年までの間、文部省在外研究員として同じパリ第2大学で研究されるなど、フランス法に通暁されておられます。フランス関係の御著作としては「フランスの社交と法」、翻訳を担当されたものとして「若草の市民たち」などを公刊されておられます。本日は、教授のフランスでの生活実感に基づいたフランスの市民教育についてのお話を伺えるものと思ひております。それでは大村教授、よろしくお願ひいたします。

大村教授 御紹介いただきました大村でございます。始まる前の雑談で沖野委員と話をしていたのですけれども、私はここにあるような映像機材を使うのが非常に苦手です。授業で使うこともあるのですけれども、「先生はそういう教材に振り回されている。使ってくれるな」という学生の要望がありますので、努力した甲斐がないなと思ひまして、最近止めております。本当は写真も若干あるのですけれども、今日は持参しておりません。もし御関心の方があれば、若干のものは、御紹介のありました私の「フランスの社交と法」という著書の中に、写真、図版など、私が収集したものが挙がっておりますので、御覧いただければと思います。

ということで、資料についてお詫びをした上で始めたいと思います。フランスの法教育について話をして欲しいという御依頼を受けたわけですけれども、私は先ほどの御紹介のように、大学では民法という科目を専ら教えておりまして、法教育そのものについて何か研究をしているということは全くございません。法教育についてまとまった、体系的な知識とか、あるいはこれを意図的に機会を設けて観察するというような経験を持っているというわけでもございません。ただ、表題に掲げましたように、市民教育と法生活に関しては若干の知識とか経験というものが無いわけではございませんので、それらをお話したいと思ひます。

私がそもそもフランスの市民教育というものに関心を持ったのは、それがフランス社会あるいはフランス共和国というものを支えているのではないかと考えたためです。「フランス人は」と大雑把に言ってしまっているのかどうか分かりませんが、私の見聞の範囲では、フランス人は平素それほど法律について関心を持っているというわけではありません。日本人と同じでありまして、できれば訴訟は避けたいと思っている人が多いだろうと思ひます。しかし、日常生活の中では場面に応じて明確な権利主張がなされるということも確かです。言うべきときにはガンガンやるという面があります。また、法律家や裁判というものが、市民生活を営む上で一定の役割を果たすという認識も浸透していると思ひます。これはあくまでも「一定の」役割ではありますが、あるところからは訴訟をしなければいけないと考えているということは確かだろうと思ひます。市民としての一般常識に基づいて法生活を営んでいるけれども、必要に応じて専門の法律家を頼んで、これに事件を委ねるということで、そこでは一種の割切りというのでしょうか、切替えみたいなものがあるのではないかという感じを抱いております。別の表現で申しますと、市民教育に基づく共通の法意識というものを基盤

として、学問としての法学や専門家としての法律家の領分というものが存在すると思われるわけでありませぬ。

こうした観点に立ちまして、先ほど御紹介がありました2回の留学期間、合計で3年足らずですが、それと、その間やその後を含めて7～8回、合計3か月程度の短期出張の経験がございますが、それらの機会に可能な範囲で見聞したことをもとにお話をしたいと思っております。

資料等も体系的にはありませんが、気づいた限りで集めるようにはしております。そのうちの若干のものはあちらの机に並んでおりますので、機会があれば後で御覧いただきたいと思っております。

こういう話ですので、以下は雑談です。厳密な意味での学問的な話というものではないので、そういうものだということでお聞きいただければ幸いです。

先ほど私の『フランスの社交と法』という本の宣伝をさせていただきましたが、そのほかに、社会と法あるいは法学の在り方について私の見方をまとめたものとしては、資料の参考文献の一番上に書いておきましたが、『法典・教育・民法学』という論文集の中に「民法と民法典を考える」という論文と「現代日本の法学教育」という論文を収められております。こうしたものを御覧いただければと思っております。

それから、市民教育に関するものとして、先ほどこれも御紹介いただきましたが、『若草の市民たち』という4巻本のシリーズの翻訳を、主として妻の大村浩子がやっておりますが、私もそれに関与して若干働いております。それも向こうにありますので御覧いただければと思っております。ちなみに妻は現在は、フランスの陪審制度についての本を翻訳しておりますので、いずれこれも出版されるだろうと思っております。

資料についてはそういうことですが、時間も限られておりますので、フランスの市民教育の特色を目次に従って、単純化した形でお話ししたいと思います。これをフランス人が好む標語風にまとめますと、「体験とともに」「個人から出発して」そして「繰り返し理念を」と、3本柱にまとめることができるかなと思っております。この3本の柱についてこれからお話をいたします。

最初が「体験とともに」という話です。フランスにおける市民教育の主な場は学校でありますけれども、そこでは何か特別な市民教育ないし法教育がなされているかというところ、それは必ずしもそうではないと思っております。学校での日々の暮らしの中で市民教育あるいは法教育が行われている。あるいは日々の暮らしそのものが市民教育であ

り法教育であると言えるのではないかと思います。私たち「私たち」というのは、妻、私、私の子どもたちが経験した具体例を幾つか挙げながらお話をしたいと思います。

まず、私どもの経験で一番印象的だったことは、学校の規則というものが法規範としての意味を持っているということであります。別の言い方をすると、学校の規則というのは学校の命令とか子どもたちのお約束といったようなものではない。それは世間で通用するルール、法規範であるということであります。父母会の意見を聴取した上で学校の規則というものが制定される。そしてそれは、地区を管轄する視学官の事務所に提出される。視学官の承認を得るということで、本物の規範として通用するものであります。ですからそれは、生徒、保護者を拘束するとともに学校を拘束する。非常に硬質のルールでありまして、実効性を伴ったものであるという印象を持ちます。

翻訳を持ってくればよかったのですが、学校が始まる時に出来上がっている規則というものが配付されまして、これに同意するかということで同意を求められるわけであります。これに対して、日本の学校に通っている子どもの生徒手帳を見せてもらって、そこに出ている規則をちょっと見たのですが、「生徒心得及び生活の決まり」というもので、中身もいかにも「やわなルール」が並んでいる。先生方には大変申し訳ないのですけれども、フランスと対比しますとそういう印象を持ちました。

もう少し中身を申し上げますと、例えば、最近の話題でありますけれども、安全の確保に関するルールはとりわけ注意深く定められているように感じます。危険物の学校への持込禁止がかなり細かいルールで定められています。それから学校に不審者が入らないように扉が開く時間が決まっております、その時間しか送り迎えなどはできません。ですから、どの時間に子どもの出入りが可能かというようなことが定められております。あるいは、校外学習で学校の外に出かけることがありますけれども、その参加の要件として保険に加入していることが求められます。これも新学期の重要なことではありますが、保険に加入していないと校外学習には出られない。あるいは、学校で何か事故があったときに、子どもたちを搬入する病院を指定させます。親がどこの病院に緊急時には連れて行って欲しいということを指定する。指定がない場合にはここの病院に連れて行くこととなりますというようなことが事細かに最初の段階で定められております。

こうしたルールは、先ほど申し上げたように、父母会の意見を聴取した上で制定さ

れて、文部省の地方機関である視学官事務所の許可を取るわけですが、このルールは制定ないし改正に当たっては子どもたちの声も反映されます。クラスあるいは学校での議決事項というものが子どもたちの学校代表を通じて市長に伝えられます。これに対して市長の側からの応答ないし措置がなされるということも少なくないわけであり、本にも書いたのですけれども、私どもの子どもが行っていた学校で学級委員の選挙があって、ある子が当選した。「委員になったんだってね。頑張ってるね。ところで委員って何をしているの?」というようなことを聞いたら、「僕らの要求を市長に伝えるんだ。去年は学校にビー玉を持ってきていいという規則を認めさせた」というふうに言っているんですね。そういうことでビー玉を持ってきていいということが規則に書き加えられるというようなことになるようであり、

ビー玉は些細なことではありますが、今日ではこうした日常的な活動の上に乗る形で、県のレベル、全国のレベルで子ども議会というものが活動しております。子ども議会は学校生活以外の事柄についても様々な提案を行っております。例えば、これは「日仏法学」という雑誌に出ておりますが、1996年に、子ども議会の提案に基づいて議会、これは本当の議会ですが、議会は民法典に1か条を追加しました。それはどういう条文かという、「裁判官は、夫婦が離婚したときにはできるだけ兄弟が離れ離れにならないように配慮しなければいけない」という規定です。親権をお父さんに付与するのか、お母さんに付与するのかというので、子どもが二人いるときに、一方はお父さん、一方はお母さんというような割振りがされることがあるわけですが、それは子どもたちにとっては耐え難い。兄弟である以上、一緒に暮したい。このことについて裁判官は配慮すべきだという提案を子ども議会がしたわけです。本物の議会は、この子ども議会の提案を受け入れまして、民法典に、375条の1という規定だったと思っておりますが、1か条を追加したということがございました。

日本でも、参議院の肝いりで、子ども議会というものがしばらく前から行われているようではありますが、そこでなされた提案が現実の法改正に結びつく、しかも、民法典の改正に結びつくということは、現段階では考えられないことなのではないかと思っておりますが、そうしたことがフランスでは行われている。その後も幾つか、子ども議会の提案に基づいて法律ができております。

こうした、ある種の真剣さというのはほかの場面でも見られます。例えばクラスの代表あるいは学校の代表の選出ですとか学校評議会の父母代表の選出なども真面目に

選挙をしております。クラスの選挙は本物の選挙と同じシステムで行われます。投票について事前登録が必要なようですが、選挙人手帳みたいなもののコピーを作りまして、事前登録の手続をしまして、それからカーテンがついた投票所みたいなものを設けてそこに入って投票するという、本当の選挙と同じやり方で、クラス委員の選挙を行っております。

それから学校評議会も、日本ですとなかなかPTAの役員のなり手が無いという学校も多いと思いますが、全国一斉に年度始めに選挙が行われるようであり、二重封筒を使って郵送で投票を行う。学校にも投票所を設けるようですが、基本的には郵送で投票を行うということで選挙をしております。父母団体というものが複数ありまして、その複数の父母団体が各学校で議席を争うような形で学校評議会のポストを争うというシステムのようにあります。いわば、複数の労働組合が企業内で労働者の代表としての地位を争うのと似たような感じで父母会の役員の選出が行われるということのようです。こういう感じで日々の活動が行われるのです。

少しだけ横道にそれますが、御紹介した学校の規則の中には、「教科書というのは貸与であって、カバーをつけて汚さないように用いる」という1か条があります。教科書はそういう形で順繰りに次の新しく入ってくる子どもたちに送られていきまして、自分のものではない、みんなのものを使っているんだということをやっているようです。このことを通じてある種の共同性というものが涵養されるという面もあるのではないかと感じました。

あともう一つ、面白いなと思ったのは、学用品、鉛筆や消しゴムなどに名前を書かない。日本ですと、1年生に入りますと、細かいものにいろいろ名前を書かされますけれども、どうも名前を書かないようなのです。先生に「名前を書かないと分からなくなりますか」と聞いたことがありますけれども、「分からなくなったっていいじゃないか。みんなが持ってきて勉強して、それぞれ持って帰る。それで構わない」と、そういう感じでありまして、後でお話ししますように、個人というものを単位とした教育というものが一方で非常に強調されるのですけれども、他方、学校において、ある種の共同性というものを前提にしているということがルールとか慣行の中に表れている面もある。横道にそれましたが、申し添えておきたいと思います。

2番目であります。教育として行われていることの内容に少し入りたいと思いますが、そこで申し上げておきたいのは、市民教育の出発点は個人にあるということです。

ただ、その個人は、社交性あるいは社会性という性質を持った個人というものではないかということであります。この点に、日本におけるある種の、公民教育との違いがあるのかなと感じました。皆さん御存じのように、しばらく前に話題になりました「新しい公民教科書」というものがあるわけですが、あの本の序章を見ますと、公民とは何かという話がかかれております。そこには、自分の利益や権利よりもむしろ国家や社会全体の利益や関心という観点から行動するという面に着目して「公民」という言葉を使うのだというような説明がなされております。もちろん、これはある立場に立った極端な例なんだろうと思います。私も何冊か公民の本などを集めておりますけれども、佐藤幸治さんが監修しているものとか、堀尾さんが監修しているものなどを拝見しますと、個人の尊厳に関する叙述が最初にあるということにはなっていると思います。しかし、そうした日本の公民教科書でも、そこに書いてあるのは、中身としては、日本国憲法がどうなっているかということに重点を置く、その説明を重視するというふうになっているのではないかと思います。

これに対して、フランスの公民読本の類を見てみますと、個人のアイデンティティーに関するかなり立ち入った説明からスタートしているというものを間々見かけます。他者による承認というものを前提としてアイデンティティーというものが存在する。と同時に、私という存在が他の人とは異なるかけがえのない存在であるということが出発点になっている。私は、「個と共同性」という歴史学者たちが使う言葉を借りて使っておりますが、個人の「個」とそれが創り出す「共同性」の緊張関係と相互依存関係というものを出発点に据えてスタートしているという印象を抱くわけであります。

Dallozというフランスの代表的な法律出版社で子ども向けの法典が最近出ました。中を見ますと、大きく分けて、家族・学校・社会という編別になっております。そういう編別で法律を整理して解説しているという本なのですが、その一番最初に出てくる規定は民法典の16条という規定です。「法律は、生命の始めの時点から、人間というものに対する尊重というものを保障する」という規定です。このように人間の尊厳という規定が民法典にあるわけですが、これを冒頭に置いて、この法令集が始まっている。その後、人身の尊重などが規定として続くわけですが、そういうところを出発点にしている例が多いということを申し上げておきたいと思います。

改めて申すまでもないことですが、公、パブリックというのは、すべての人に共通の人に開かれたという意味であるわけです。私、プライベート、フランス語で



言いますとプリベということになります。プリベというのはアクセスが禁止されたという意味になるかと思えます。フランス社会はこの二つを明瞭に区別いたします。先ほど御紹介した民法典の規定のすぐ近くに関連の規定がありますが、そこでいう「私生活の尊重」というのは民法典の他にもヨーロッパ人権条約にも書き込まれた大原則であります。私生活の尊重ということと「共通の事柄 = レスピューブリカ」共和国という言葉のもとになっている言葉ですが、この共通の事柄を大事にするということが表裏一体になって存在するのがフランスという社会ではないかと思えます。「私」の領域というものを確保できるような公共性を作り出すということが市民教育の目的になっているのではないかと思えます。

後でまたお話しすることでもありますけれども、このことを個人の「個」の側からとらえたのが倫理、エティックであり、共同性の側からとらえたのが政治、ポリティックだということで、両方合わせる形で教育がなされているように感じます。

こうした話を言葉で言うのは簡単なのですけれども、リアリティーを伴って御理解いただくのはなかなか難しいことであろうと思えます。私の本の中では、この辺の感覚がお分かりいただけないだろうかということで、いろいろの例を御紹介しておりますので、御関心の方は是非御覧いたたぎたいと思えます。

繰り返しになりますが、私が社交 ソシアビリテということを行っているのは、何か団体とかグループとかがあるというのではなくて、人間は個人として人と関わりを持つ、そういう存在である。個人の属性としてそういうものであるということを示したい。そういう個人からフランス社会は成り立っているのだらうという趣旨であります。これが第2点であります。

3番目に、内容に関してもう一つ述べておきたいことは、同じことを年齢に応じて繰り返し教えるということであり、これは日本だってそうだろうと思えますが、フランスでとりわけ顕著に見られるところでもあります。ここに3冊、小さなパンフレットを持ってきてありますが、Liberte-Egalite-Fraternite、すなわち自由、平等、博愛は、憲法で定められている共和国のモットーですけれども、それについての子ども向けの本なのです。小さな子ども向けには絵の多いエディションが用意されていて、黄色い人も褐色の人もみんな平等だよという話ですが、そこから始まって、もう少し大きくなりますと、絵と言葉で解説をするという段階に達しまして、最後は文字だけの副読本になる、こういうタイプの副読本がかなりあるように思います。市民教育

もそうですけれども、ほかの領域、例えば性教育なども随分教材があるように思いますけれども、年齢に応じた対応がされているように思います。

私どもの印象では、フランスでは基本的な原理、思想を子どもたちの年齢に応じて繰り返し語るといことが行われているように思います。自由、平等、博愛は正にそうですが、共和国とか世俗性（ライシテ）ということについて繰り返し繰り返し教育されているという印象を持ちます。

フランスにおいても各種の制度的な説明がなされていないわけではなくて、それはもちろん制度についての説明はされますが、しかし重要なのは細かな知識ではなくて基本的な考え方であるということであり、これは各教科を通じて言えることでして、学校教育では原理が探求されるのであり、応用とか展開というのはそのための手段であると考えられているのではないかという印象を抱きます。例えば算数では、単位の構造 デカ、ヘクト、キロ、デシ、センチ、ミリなどが繰り返し教えられます。我々が世界を把握するときこういうふうに単位を構成しているんだということが繰り返し教えられる。歴史で言いますと、旧石器から新石器への移行というのがしつこいんですね。人間になるというのはいかなることかということも小学校の低学年でもやるし、高学年でもやるし、多分中学校でもやっているのだろうと思います。

市民教育においても同様でありまして、原理志向、理念志向が強いんですね。例えであります、日本の公民教育は政治や経済など社会科学に接続しているという面が強い。その先には日本経済新聞がある。これに対してフランスの市民教育は哲学思想につながっている。その先にはルモンドがあるという印象を持っております。このことは市民教育と哲学教育との境界あたりに位置する出版物が非常に多いということにもあらわれていると思います。ごく最近になって、ある出版社から「哲学のおやつ」というフランスの子ども向けの哲学の本のシリーズの翻訳が出始めましたけれども、あれなどは正に市民教育と哲学教育の境界あたりをカバーしているものだという印象を持っております。

こうした教育の在り方は試験の問題などにも表れるわけであり、バカロレアの哲学の問題がその典型ですが、基本原理を問うシンプルな、時として意表を突いた問題というのが好まれるわけであり、バカロレアの詳しい話はしませんけれども、これは大きくなっても同じでして、フランスの大学では、大学の教員になるために教授資格試験というものが行われます。私どもの領域、法律の領域の教授資格試験を見

に行ったことがあるのですが、問題はくじ引きで引くんですが、ある受験者が引いた問題は、「樹」というただ一語が書いてありまして、「樹」というテーマについて8時間準備をして1時間喋るという試験です。こんな試験が行われるわけでありませう。

年齢に応じて獲得される知識は基本的な考え方を理由づける論拠として援用されるのでありますが、データそのものに価値があるというわけではなく、それを利用していかに原理、理念の妥当性を論証するかが問われるというのが先方の教育だと私個人は受けとめております。

フランスの学問、哲学、社会学、それから法学なども、今申し上げたような発想の上に乗って存在するのではないかと考えておりますが、フランスの法学教育そのものについては、メモに書いておきました『法源・解釈・民法学』という論文集で若干紹介しておりますので、御関心の方はそれを御覧いただきたいと思ひます。

では、実証は忘れられているかということ、他方で非常に実証的なところもありまして、原理一辺倒ではないところもあるのですけれども、しかし原理、理念というものが大事にされているということは言えるだろうと思ひます。

以上3点をお話ししたわけですが、最後に、ある意味で、このようなフランスの市民教育の成果を示すような一つのエピソードを御紹介しまして、結びにしたいと思ひます。これはあるフランス文学者が目撃した実話だそうで、その人の著書のあとがきの部分に書かれていることです。こんな話です。引用しますが、「バスが、パリにしては比較的幅の狭い道路に入ろうとしていた。ところが、1台の乗用車が、まずい格好で駐車されていて、バスの通過を阻んでいた。困った運転手はバスから降りて乗用車の位置を確かめ、どうにか通れないものかと思案している。付近の店から一人、二人と出てきた商人たちと何やら話を始めた。場所は、肉屋、魚屋、花屋、乳製品販売店といった店が連なって並んでいるにぎやかな商店街の一角である。立ち往生したバスの様子を伺いに、何人かの商店経営者と店員が仕事の手を休めて近寄ってきたのであった。通行人も混じっていたかもしれない。私はクラクションを何度も鳴らして乗用車の持ち主に知らせるのかと思っていたが、事態は思わぬ方向に展開した。誰かが車を動かすしかないと言ったのだろう。バスの運転手を含む何人もの男が車を持ち上げて移動させ始めたのだ。もうこれくらいで大丈夫だと、みんなが手を休めた。運転手は駆け足で運転席に戻るとゆっくりとバスを操縦し始めた。バスは乗用車を何とかよけて通過することができた。」

さらに続きますが、「私を驚かせたのは、後に残った人々、すなわち乗用車の移動に手を貸し、バスの運転手を窮地から救った人々の反応であった。守備よく通過したバスを見届けた彼らの口から漏れたのは、驚くべきことに、『共和国万歳、ヴィーヴ・ラ・レピュブリック』という言葉だったのである。」という話であります。

これを書いた著者は、こうした光景に遭遇したのは後にも先にもこのときだけだと言っておりまして、「こういう出来事がフランスで日常的に観察されるわけではない。」と注記しております。私もこんな話を聞いたことはございません。しかし、日常生活の中で「共和国万歳」という言葉が出てくることはあり得るということを彼は指摘し、その点に注意を促しているわけであります。ここでこの著者は、共和国、先ほども触れましたけれども、公共の物、レスピュブリカという語源にさかのぼって、次のように言うわけであります。

「バスの正常な運行のために協力を惜しまなかった人々が共同で取り組んだ作業、バスの通行を阻んでいる乗用車を移動し、バスを通すという一人ではできない作業の成功の暁に、『共和国万歳』と叫んだとき、彼らはいわば公共のものを創出しているのではないか。各人の私人としての利害を超えたところに現出した空間が公共のものとして、ほかならぬ『共和国』と名づけられているのである。ここで言う共和国とは、個人を超えた何らかの権力によって常に設定された所与なのではなく、それぞれにあれこれの事業を抱えた私人たちの、それとは別の次元への構成的参加によって作り上げられた共同性にほかならない。」こういうふうに言っているわけであります。

こうした事態、例外的にしか出現しないと著者は注意深く言っているわけですが、ともかくも、一度はあり得た、こうした事態を作り出したものは何かというと、その探求は慎重になされなければならないだろうと思いますが、公教育というものがその重要な一つの手段、担い手であるということはほぼ確かなのではないかと思います。市民を作り出すという観点から見た場合、フランスの市民教育というのはこのエピソード、まあ例外的なエピソードではありますが、これが示すように一定程度の成功を収めていると見ることはできるのではないかと思います。

ですが、私たちはこのエピソードの中に光とともに影を見出す視線も持たなければいけないのだらうと思います。実際のところ、これを書いた著者も次のような留保をしております。「現代フランスにおいて様々な、多様な文化的共同体の並存と共和国の伝統というものがせめぎ合っている」と。多文化主義と共和制というものが緊張関

係にあるということですね。公教育を確立した第三共和制が、一方で初等教育の義務化、公教育の非宗教化を図りながら、他方では植民地拡張政策を積極的に推し進める、そういう体制であった。こういうことを考えると、これもまた引用ですが、「『共和国万歳』という発話が無意識のうちに抱え込んでいる排除のメカニズムには敏感にならざるを得ない。」こういうわけであります。

最近フランスで再び問題になった社会問題として、「イスラムのフラール」という事件があります。イスラム教徒である子どもがスカーフをかぶったまま学校に出かけることの是非が争われたわけであります。フランスの共和制、とりわけそこでの公教育というのはすべてを捨象して、フランスという共和国への統合を求めるという体質を確かに持っております。そこに排除、エクスクルジオンの臭いをかぎつけるという人たちは少なくないわけであります。ですから、市民教育は一定の成果を収めていると思いますけれども、市民教育も含めてフランスの公教育は一步間違うと、国民学校における小国民教育のようなものになりかねない、そういう面もあわせて持っているということを踏まえておく必要があるのではないかと思います。

そうしたデメリットにフランスはどういうふうに対応しているのかというと、このことについて私は何か明確な答えを持ち合わせているわけではありませんけれども、一つ言えるのは、共和国以前から存在する文学や哲学、レットウルの伝統というものが批判の精神を育てているということであります。フランスから学ぶべき事柄は日常のレベルで反復、継続される個人主義の市民教育だけではないのだらうと思います。徹底した文学、哲学教育が人間の観点から市民というものを再検討に付している、このことも含めて教育の在り方を考えるという姿勢を我々も学ぶべきではないかと私は思います。

以上、予定の時間より少し長くなりましたが、雑談としてお聞きいただければと思います。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の大村教授のお話を踏まえまして質疑応答、意見交換に入りたいと思います。どなたからでも結構ですので、御意見、御質問等があればお願いいたします。

では私の方から少し伺わせていただきたいのは、基本的な原理、原則を教えるのが基本であると。法的な内容についてはそれほど細かな知識について特別教えているわ

けではない。その中で憲法の役割あるいは民法についてもお話が触れられたと思うのですが、これはフランスに限らず日本の場合も含めて少し御意見を伺いたいのですが、日本の場合、私法についてはほとんど触れていない。今御指摘がありましたように、憲法が非常に大きな領域を占めていまして、その後政治があって経済があるという構造をとっていて、国と市民との関係については憲法を通じてかなり教えようとしているのですが、市民相互間の基本的な在り方というものについては、公民の「公」をどう理解するかによるのですが、余り触れていない。経済的な観点からはそれについて触れているという状況で、この研究会でも少しそれは問題があるのではないかという意見が出てきているところですが、その点についてフランスはどうなのかということと、フランスのみならず、民法を御担当だということもあって、大村教授の御意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

大村教授 まず事実の問題として申し上げますと、フランスで私法的な観点からの教育がそういうものとして取り出された形で行われているかということ、それは行われていないだろうと思います。ことしはフランス民法200周年という年でして、大々的に様々な行事が行われておりますが、その中で、人権宣言ばかり教えていないで民法をもっと教えようと言っている人たちがいますので、状況は我々とそう違わなくて、そういうことを教えなければいけないと感じられているのだろうと思います。

私法の中でも家族の問題は比較的触れられますが、これは日本でも家族の問題は比較的触れられるかと思えます。それを除きますと余り触れられておりませんが、ただ、哲学的な話題の中で、取引上の公正さというのは一体何かといったようなことは話題になりますので、私法教育そのものがされているというわけではありませんけれども、私法で出てくるような事柄が話題になることはあるのだろうと考えております。

それから、フランスの状況を離れて民法学者として申し上げますと、小中学校あるいは高校のレベルで、民法の制度に立ち入らないとしても、基本的な規範意識、我々の社会がどういうふうに動いているかということについて教育することは非常に重要なことだろうと思っております。

今年から、日本で法科大学院というものがスタートしておりますけれども、これまでの法学部が持っていた機能について私は個人としては積極的な評価をしております。何万人もの学生を抱えていて、そのうちのごく僅かな人間が、狭い意味での法律家に

なるというのが従来の日本のシステムであったわけですが、法律家にならない多くの人々が法学教育というものを受けて法的な考え方を身につけて、社会のそれぞれの場で働くということは日本の社会、とりわけヨーロッパ法をルールとして導入した社会において法を定着させる、あるいは共感をもって作り直す上で重要なことだったとっております。法科大学院の開設によって専門家養成に特化した形の教育にシフトするというのは、それ自体悪いことではありませんけれども、反対の方向として法学部教育が担っていたような面を高等学校あるいは小学校、中学校に広げた形で行っていくということをしめせんと、専門の法律家ばかりが多くて、それを支える裾野がない社会になってしまうのではないかと個人的には思っております。

土井座長 どうもありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

安藤委員 実際にはお子さんを二人、フランスでお育てになっいらっしゃいますよね。家庭での法教育というのはフランスではどのように行われているのですか。「法教育」という言葉は適切ではないかもしれないのですけれども、日本でもいろいろな事件が起きていて、家庭の中でのそういう意識というのはすごく大事だと思うのですけれども、フランスではどんなふうに親子で関わっているのでしょうか。

大村教授 御質問にあったように、「法教育」という表現は適切ではないと思っておりますけれども、家庭の教育ということについて言いますと、限られた経験に基づいてお話ししますので過度の一般化はできないのですけれども、親たちは強い規範意識をもって子どもたちを躾するという意識が強いだらうと思っております。限られた経験に基づいてお話ししますので過度の一般化はできないのですけれども、うちの子どもたちにもよく言っていました、三つのMには逆らえないと。メットウル、マモン、マダムと言っていましたけれども、メットウルというのは先生、マダムは女性一般、よそのお母さんです。先生と自分のお母さんとよそのお母さんには逆らえないと。母親は本当に厳しく躾をします。特に社会性に関する躾というのが厳しいように私は思います。結構大きな子どもになっても、例えばアパート、マンションの廊下ですれ違ったときに、子どもを連れてくるお母さんがいて、子どもが挨拶をしないと、耳を引っ張って「挨拶は！」というふうにやられるという感じで、反抗期のような子どもたちでも仕方なしにと

かく挨拶だけはして通る。形だけであっても挨拶をして通らないと、親たちがうるさいというようなことで、ある種のルールというのは叩き込まれるという形で教育がされているように思います。学校も含めて、これもいいことかどうか分かりませんが、非常に教育というか、躾というか、厳しいですね。子どもを自由にすることは余りないと思います。

もう1～2分、余計なことを言いますが、先ほど原理、原則を教育の中で教えると申し上げたのですけれども、他方で、ある種の詰込教育みたいなものをされます。哲学が大事だ、文学が大事だと申しましたけれども、物すごい量のものを読まされるわけですね。そういうものをガンガン詰め込まれて、我々の文化的な伝統というのはこういうものだ、あるいは我々の社会生活のルールというのはこういうものだというのを子どものうちに叩き込まれるという感じを私は持っています。どうしてこういうふうに叩き込まれたところから独創的なものが出てくるのかというのが、若いころからの謎だったのですけれども、この叩き込まれたところから、その先の独創性が生まれてくるのだなという印象を最近抱いております。

土井座長 そのほか、いかがでしょうか。

荻原委員 先ほど、非常に真面目な選挙で、子どもの学校のクラス委員の代表とか父母会の代表などが選ばれると聞きまして、日本はとてもそうじゃない状態で、この差は一体どこから来るのかな。両方体験されてどう思われたのでしょうか。

大村教授 まず私の本に書いてあるような体験は一般化していいのかわからないところがあります。パリ郊外の住宅都市での体験でして、社会的な参加度の高い地域だろうと思います。若いころにはパリの都心に住んでおりましたけれども、都心に住んでいますと人間関係は、郊外の住宅地よりは希薄でして、都心部の学校や地域社会がどうなっているかということについては自信をもって言えません。そういう留保をした上で申し上げますと、日本のPTAというのはどういうふうに行っているのか知りませんが、全員参加というのでしょうか、参加が強制されているような印象を受けるのですけれども、フランスでは、先ほど申し上げたように活動団体があるわけですね。その人たちが活動していて、票を集めて自分たちが学校に出て行ってやるという



ことで、アクティブな活動家と、それに幾ばくかの関心は持っていて、必要に応じて、頼まれればそれをサポートするという人と、それから全く受益者で、何かやっているけれども、それはそれで構わないよねという人たちがいると思うんですね。それが、棲み分けていると語弊があるかもしれませんが、構造をなして存在しているので、それなりにうまくいっているのではないかなと思っております。ですから、任意の団体を中心としてその人たちが働きかけるような形で、周辺の支援者を集めているという構造ができているというところが、もしかすると日本と違うかもしれないという印象を持ちます。

唐津委員 「市民教育」という言葉が出ていますよね。だから法教育とは概念的に違うのかなという気がするのですけれども、市民教育という教育を、日本で言う初等教育あるいは中等教育の中で、どういったカリキュラムでどれぐらいの頻度で教えてるのですか。

大村教授 科目としての市民教育というのはあると思います。エデュカシオン・シヴィックという科目があって、どこかに教科書を持ってきていると思いますが、それがどういうふうに行われているのか、どのぐらいの量の教育がなされているのか、私は特には知りません。それはそれで時間を設けてやっているのだろうと思いますけれども、私が申し上げたいというか、印象としてお話ししたいのは、そういう限られた、市民教育、法教育の時間を切り出して、その時間だけそのことをやりましょうというのでない形で教育がされているのではないかということです。公教育というものの自体が、第三共和制の時期に成立した段階で共和国を支えるというスタンスでできている。全体がそういうトーンで貫かれているというような印象を持つのですね。実際の問題としては繰り返しになりますけれども、学校というものが教室の中で教育をする場としてでき上がっているというよりも、実は学校自体はかなり閉鎖的なところもあるのですけれども、今のような局面では地域社会に向かって開かれているというのでしょうか、その辺が違って、開かれているところで現場で教育が行われているという感じがします。とはいえ実は学校自体はかなり閉鎖的なところもあるのですけれども。

前の方の質問とも関連するのですけれども、自治体の規模が平均的に言って非常に小さいところが多いんですね。ですから先ほど市長のところへという話をしましたけ

れども、市長なんて、結構子どもは顔馴染で知っているわけですね。それから市議会に出ている人たちもPTAの役員だったりして知っているわけです。ですから、学校で決めたことを市政に反映させたいと思ったら、あの人に頼んで、それで市長のところに行ってというような、そういう回路が開かれているのだらうと思うのですね。これは、子どもの方についてもそうですし、親の側についてもそうで、そういう実効性みたいなものが教育的な効果を生んでいるところがあるのではないかという印象を抱いております。直接のお答えになっておりませんが、そのように申し上げておきます。

荻原委員 今のお話を伺って非常によく分かったのですけれども、自治体の規模が小さいから、自分たち父母会で決めたことがすぐに活かしてもらえるといるところがあるから、どういうアクティブな行動ができるのだらうか。日本の考えだと、父母会で何か決めたことがすぐに市政に活かされるということは考えられないのですよ。だから規模の小さい自治体だからこそ、みんな一人一人が意見を言うし、それが成功体験にもなっていくというところなんではないでしょうか。

大村教授 私は基本的にはそうではないかと思っています。私が二度目に住んでいた自治体は、人口2万人の自治体です。東西が2キロぐらい、南北も2キロぐらいで、真ん中に大きな公園があるというところなんです。小学校は4校、中学校が2校だったと思います。例えば共働きの御両親も多いわけですね。学校が終わった後には日本で言うと学童保育というのでしょうか、学校でのガルデュリというのがあって、6時まで預かってもらえるというシステムがありました。朝は8時半から学校が始まるのですけれども、もっと早く出勤する人がいるというので、私どもがいた年に、朝のガルデュリも開いてもらおうという話がでてきて、ではその方向で運動しようということになって、取りまとめをして、市に要求して予算がついたというようなことがありました。もちろん、うまくいかないこともありますけれども、市政に反映するルートがあるということは一つ大事なところかなと思います。

荻原委員 そのルートのときに、視学官という立場なんですけれども、父母会でいろいろ決めたことに対して、その役割というのは、許可するとか認可するとか。例えば、

結構とんでもない提案が出ちゃったときに専門的な意見としてストップするとかそういうこともする人なんですか。

大村教授 システムの法的な仕組みがどうなっているのかわかりませんが、地域ごとに視学官事務所というものが設けられていて、視学官が存在します。これは国民教育省というのでしょうか、日本の文部科学省に当たる官庁の役人で、地域の公教育を統括していて、職階上、各学校の校長の上位に属するという位置づけになっていますので、文部省関係でのコントロールというのは、この視学官から働くということだと思っただけですね。他方、学校は市町村の管轄ですので、市長からのコントロールも働くという二重のコントロールが働く仕組みになっていると思います。その上で、規則などがどのようにコントロールされるのか、私には細かいことは分からないのですが、規則の中に、国民教育省の何年の通達によるということが書かれていますので、その通達などとの関係でコントロールがなされているということがあるのかもしれない。詳細は分かりません。

土井座長 個人の尊重あるいは私生活の尊重という片方の原理と、高い公共性をどのようにして維持していくかという問題、国家と個人の関係の問題というのはフランスにおいてもそうですし、アメリカにおいてもそうですし、非常に大きな問題であると思います。片面において、個人を尊重していく、あるいは私というものを尊重していくんだけど、国家を維持していく上において、いかにしてその共同性を確保するかという要求は、個人主義的である国ほど同時に国家というもの、公共性というものに真剣に向き合わないと、それを維持できないというところがあり、フランスの自由、平等という理念もそうですし、アメリカの自由だとか象徴としての国旗の問題等、非常にそれが、大村教授がおっしゃったように、光と影の両方の部分をはらんでいて、公共的価値をどういうふうに維持するか、あるいは自由が緊張関係に立ったときにどうするかという問題を絶えず考えていかないといけないのだろう。それは公教育という言い方であれ、法教育という言い方であれ、同じようにはらんでくる問題ではないかというふうにお話を伺いました。

大村先生、どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、沖野委員から、アメリカの法教育について御報告をいた

だきたいと思います。アメリカの法教育につきましては第1回会合で江口委員からアウトラインを御報告いただいておりますし、第4回におきましては磯山、現静岡大学助教授から法教育カリキュラムの内容などについても御報告をいただいたところでございます。本年1月に沖野委員がアメリカにいらっしゃいましたときに、法教育に関連する施設等を御訪問され、法教育の様々な実践にも触れられたと伺っております。少し時期が遅くなってしまった感がございますが、帰朝報告の趣旨を含めて、アメリカにおける法教育の実践について沖野委員から御報告をいただきたいと思います。それではよろしく願います。

沖野委員 今、土井座長から御紹介がございましたように、私は1月10日から2月7日まで米国に行く機会がございました。調査の目的の主眼は別のところにあつたのでございますけれども、その機会を利用いたしまして、幾つか法教育関係の団体ですとか学校、あるいは関係する方々にお話を聴く機会がございましたので、いくばくか参考になるところがあるかと思い、御報告をさせていただきます。

いささか時期が遅れまして、大変申し訳ございませんが、幾つかうかがってきたこととお話しするというふうにさせていただきたいと思います。

これも座長から御紹介がございましたように、既に米国での実践につきましては、この研究会におきましても御報告がございましたし、また各種の文献においてもその状況が明らかにされております。そういった御報告を受けた上で、米国の状況につきましては、さらに、一体実際はどうなっているのか。また、カリキュラム以外のところで法教育ということではどのような取組みがされているのか。また、学校教育関係の方々だけではなくて法曹関係者の関わり方はどのようなものがあるのかといったことが、なお関心事項として残っているように思われました。体系的なものではなく、非常にランダムな形でございますが、そういった観点から幾つか話を聴いてまいりましたので、そのいくつかを本日お話ししたいと考えております。

レジュメは1枚紙の「米国見聞報告」と題するものでございます。タイトルからも、見聞きしたことをお話しするという趣旨がおわかりいただけようかと思いますが、そのアウトラインをここに示しております。

もう一つ、参考として配付していただきましたものがございます。これは、実はこの1月から2月の調査を終えまして、法教育に係るのではないかという部分につ

きましては、司法法制部の御担当の方に、「こんなことを聞いてきました」というものをお示しするのにお出ししたものでございまして、その意味では、調査聞き取り原資料というものでございます。余りまとまりがなく、誤植なども多いのですが、御参考になるところがあるかもしれないと思って付しております。このうち、本日はアウトラインの方に書きましたものについてお話をしたいと思っております。適宜、参考資料の方にも言及させていただきます。

一つ目が、最初の団体として行ってまいりました、STREET LAW INCでございまして、これは各種のテキスト等を作成している団体として名前も挙がっているもので、連邦から補助を受けている団体の一つでございまして。連邦から補助を受けている団体としたしましては、最も著名なところがCenter for Civic Educationであり、Center for Civic Educationは、大半を連邦からの拠出によって賄っているということでございまして、STREET LAWの方は一部にとどまるとのことです。そういった団体でございまして、ワシントンDCにございまして、異なる種類の幾つかの活動をしております。中心的なものの一つは各種テキストの作成ということでございまして、「STREET LAW」という本を作成しておりますが、現在、第7版が最新版、右に掲げました写真は第7版つまり最新版の案内パンフレットでございまして。1月の段階ではティーチャーズ・マニュアルを作成途中とのことで、ティーチャーズ・マニュアルが追い追いついてくるということでございまして、さすがにこの時期ですのでそろそろできているのではないかと思います。

そういった、STREET LAWというようなテキストですとか、各種のテキストを発行し、それに伴ってテキストを使っていろいろな教育をしていくという、方法面などでもコースを設けて活動しているとのことです。STREET LAW INCを含めまして、この後は、特にこれは非常に関心と呼び覚まされるというところがあるのではないかと思います。ですから、当該団体等の主要な活動ではない部分もございましてけれども、こういったやり方もあるのかという意味で非常に目を開かれたところもございまして、そういう面をお知らせしたいと思っております。

このSTREET LAWなのですが、これに関しましては二つ特にお知らせしたいと思っております。

一つは、ロースクールとの提携ということと、もう一つは裁判所との提携というこ

とでございます。参考資料の2ページの半ばになります。STREET LAW自体は、比較的、中学レベルの層を想定しているようでして、これに対してもう少し高校生レベルになると、あとに出てくるConstitutional Rights Foundationなどが、より中心的にやっているということで、各団体で若干年齢層を分けて対応しているというところがあるようでございますけれども、このSTREET LAWを使って中学生レベルなどで、いろいろな法的な考え方を学んでもらう、実践してもらおうということなのですが、そういうことを教える側の話といたしまして、STREET LAWを使って中学等でいろいろな法的な問題等を考えてもらう、あるいは法的な思考という点から日常生活を考えてもらおうということが、ロースクールのコースとして取り入れられているということでございます。

担当者的話によりますと、40のロースクールに STREET LAW コースというものがあって、ロースクールの学生のクリニックのコースになっているということでございます。ハイスクールで中学それから高校も入ってくるのですが、そういったところで STREET LAW をどういうふうに教えていったらいいかという方法論を含めて検討する。その上で、実際に教えに行く。そうしますと一種のクリニックになっていまして、抽象的なテキストで用意されたいろいろな事例の問題のほか、実際に悩みを抱えている中学生もあって、そういう人たちとの応答にもなる。いわば将来のクライアントに対するという意味もあって、ロースクールの学生の勉強にもなるということでございます。

さらに言うと、中学生等の方からすると、一種のモデルにもなる。こういう人たちが自分たちのrole modelみたいになっていくというようなことがあって、そういったこともあるので、これは言わばウイン・ウイン・プログラムであると。みんなにとってとってもいいプログラムだというようなことを言っておられました。日本でも法科大学院が立ち上がりまして、クリニックコースをどうするかということは非常に難問でございますけれども、こういうようなこともあるのかと思った点でございます。ただ、全米各州あるロースクールで、40のロースクールしか逆に言うとやっていないということから、このプログラムを実施するのはいかに困難かというのを感じたわけでございます。あとで申しますConstitutional Rights FoundationはUCLAに非常に近いところで、同じようなことがUCLAとの提携でできるのではないかとと思われるのですが、そういったことは一切やっていないということございました。

ので、STREET LAWの独自の活動としてされていることのようにです。それができるのは、STREET LAW 自体がジョージタウン大学のロースクールから発展したという歴史的経緯があり、そういう歴史的経緯を踏まえての活動であろうと考えられますが、一つの参考になるとは思います。

もう一つ、裁判所の提携と申しますのは、参考資料の2ページの最後の「 」のところでございますけれども、ワシントンDCですので、ある意味、下町と申しますか、少年問題が非常に多いという地域的な特性があるようでして、その中でも銃を持っている少年、銃の携帯で逮捕されるというような少年事件がかなりある。これも担当者の話によりますと、非常に悪性の高い場合もあるのだけれども、みんな持っているから持っているというような場合もある。そういうような場合については、裁判所でStreet Law Courseをとるように命ずるという仕組みを導入しているらしく、10年ほどになるらしいのですが、それ自体は裁判所の予算によって運営されていまして、いわば少年のための一種の矯正プログラムということのようですが、実際の運営はこのStreet Lawが担っておりまして、そこで、なぜ銃を持つてはいけないとか、社会においてはということが重要なのかというようなことを学んでもらうという話のようです。

そういうところでもロースクールの学生が手助けをいまして、これが身近な存在として、少年にとってのrole modelになるというので、相互作用があるというような話でございました。このStreet Law Programの受講生については、再度銃の携帯等つかまるという再発率はゼロだということではございます。もっとも、別の方にこういう話をしますと、ただうまく隠すようになっただけではないかというような指摘もございましたけれども、それなりに実効性はあるのではないかという担当者の話でございました。

二つ目は、シアトルに飛びまして、Seattle Youth Involvement Networkという団体でございます。それから3番目、4番目は、シアトルにあるハイスクールでの取組みうかがったものでございます。

Seattle Youth Involvement Networkというものでございますけれども、これはボランティア団体でございまして、各種の教育システムを検討する中で特に市民教育、公教育について関わりを持って活動しているという団体でございます。小規模な、しかも現在経済状況の関係から予算なども非常に少なくなっていて、専任のスタッフは2か二分の一人(2人半)というような状況でやっているということでございます。活動内

容ですが、最も面白いと思いましたが、市長のイニシアティブによる若者議会、Youth Councilというふうに使われていたのですが、「高校生等による議会」を運営しているということでございます。これは2001年からの活動だそうで、市長、他の非営利団体、学校との連携によって実現しているということです。参考資料の4ページの一番最後になります。14歳から19歳の若者が対象で、各学校に応募の要項を出しまして、学生さんからアプライをしてもらう。そうやって選ばれた学生が各地域、neighborhoodの代表としてこのカウンセルに参加する。そして市長からの答申事項に答えるということでございます。月2～3回の会合・会食があり、チームとして活動して計画を立てている。市長と会見した後はレポートを提出してCommunity meetingへそれをフィードバックして、こういうような話し合いであったというような形で活動していくということでございます。特に法的な拘束力があるというわけではなく、現在の市長のイニシアチブでそういうことをやっている。ただ、市長としては、非常に議論があるような問題、実際に議会にかかっているような問題について、こういった面で、その人はどう考えるかというような意見も聞きたいということもありますし、あるいは政治的には、この人たちは将来の有権者、しかもかなり活発に活動していくであろう有権者になるということもありますので、若干困り込み的な要素もあるのかもしれませんが、そのような活動がされているということでございます。そういう活動を支える事務局となっているのがSeattle Youth Involvement Networkということございました。

ただ、これも市長が個人的に行っているもので、より制度化して議会にかけ法制化するという道も十分あり、可能なようございましたけれども、伺ったところによりますと、現市長としては議会と折衝などもあり、政治的配慮からそのような形での制度化には消極的だとのことでしたので、市長が交替したときに、この制度が続くのかという懸念はあるとのことでした。活動への参加は全く個人ベースで、非常に熱意のある人たちが来ているのだけれども、学生さんとしてもほかにやることもありますので、どこまでこれに参加するかという兼ね合いが非常に難しい。事務局としては折角だからいろいろやって欲しいと思うけれども、他方で、参加者の方は要求がちょっと多過ぎると感じているという「ずれ」もあるようございます。

そのほか、選挙者になるための手助けということで、voting関係の幾つかの活動もしているということございました。



三つ目はEastside Catholic High Schoolでございます。これは文字通りカソリック系の学校で、9年生から12年生まで4年間の学校でございます。参考資料の6ページの下になります。この中でも幾つかお話があるのですが、特に課外活動として参考資料9ページに示しておりますJ S Aというプログラムについてお話をさせていただきます。これはJunior Statesment of Americaの略で、一種の課外サークルのような形で行われておりました。J S Aは、本部がカリフォルニアにある60年の歴史を持った団体で、その活動として、全米にまたがり、高校生による一種の議会あるいは会議の開催を行っている。若い人たちの議会というものを設け、年に何回か集まって議会を開催するということをしているとのことでございます。日本でも、先ほど大村教授からも言及されました、参議院の子ども議会のようなものがありますが、あれをより制度化して、かつ各地域からの代表という形で行っているようです。このプログラムでは、そういう全米単位での若い人たちの議会というものが開かれ、それは連邦議会と全く同じ制度になっていて両院制になって構成されている。具体的には年1回の開催で土日だけに行う。土曜の朝に始まって日曜の午後に終わる。参加した学生がその場で法案を提出する。法案を提出し、趣旨説明をし、それから議論をし、説得をして通してもらう。うまく通ったら、次の別の議員に行く。通らなければそこで終わりということで、その参加者は両院で法案を通すことがいかに困難かということを実感しつつ、実際のプロセスがどうなっているのかをそこで学ぶということでございます。

事前にどのぐらい準備をするのか、大変ではないかとうかがいますと、そうでもなくて、会議に行くと、その場ではじめて一連の資料が渡されて、これを読めということだそうです。ですから、初年度参加する人は何かよく分からなくて、きょときょとしているうちにもう終わってしまうと。でも翌年度になると大分分かっていて、今年も自分も法案を出すぞみたいに頑張るといふようなことだそうです。

この議会以外にも幾つかのコンファレンスなどがあり、そのような活動をしているとのことございました。ただ、これも60年の歴史があつて、カリフォルニアにヘッドクォーターがあつて、テキサスですとかニューイングランド等では活動が非常に熱心にされているということなのですが、あくまで課外活動で熱心な人だけがやる活動になっているようでございます。

それから知名度なのですが、先ほどの市長のYouth Councilなどは、これは非常に有名ではないかと一見思うのですが、Youth CouncilをSeattle Youth Involvement Netw

orkではやっているようだがというふうに水を向けますと、「初めて聞いた」との反応でございまして、こういうことは非常に普及しているのではなかろうかと思われることが、別のところに行くと、「初めて聞いた」というようなことが各所でございました。独立して、それは、いい意味では、それぞれがそれぞれ考えていろいろなことをやっているという面はあるのですが、他方で横の連絡というものが余りなくて、それぞれ独自にやっているというような印象を受けております。

もう一つは、Shorecrest High Schoolという、これもまたシアトルにあるハイスクールでございます。こちらでは、ティーン・コートと言われる制度を実践していることで、そのお話を聞いてまいりました。ティーン・コートというのは、アメリカで行われている仕組みでございまして、幾つかのタイプがあるようでございますけれども、そのうちの一つのタイプをこちらでやっているということです。どういうものかという、実際の事件について裁判官、陪審員が判断を下す。その裁判官、陪審員、コート・オフィシャルすべてを高校生がやっているということでございます。

どのような形で動いているかでございますが、参考資料の13ページの2つ目の「 」からに記載しております。実際の事件を扱っております。すべて生徒による「裁判所」です。2人の裁判官、一定数のclerk。clerkにはinner clerkとoutside clerkがありまして、inner clerkは法廷でいろいろな書類を読む。outside clerkというのは法廷の外で各種の書類の受取りですとかチェックですとか、そういったことをする。陪審員に、bailiffと言われる法廷の官吏もある。これが全部学生でやっているとのことでございます。

扱う事件は、非常に軽微な犯罪、万引き、それから交通違反が多いということで、18歳未満で対象となる地域の高校に通っていること、それから有罪であるということ自体は認めている、それは争っていない場合が対象でございます。その流れですが、例えば交通違反ですと、いわゆるキップが切られるというようなことになりまして、裁判所に行かなければならない。裁判所に行ったときには、要件を満たす場合にはミティゲーション、一種の調停ということになるかと思いますが、そういう形としてその一種としてティーン・コートという選択があることが示される。あなたはこういうミティゲーションのステップがとれます。その中にはティーン・コートという選択肢がありますが、選びますかということを経験官から言われる。裁判官は、この段階でこれが適するかどうかということをチェックいたしまして、もちろん、そもそも事実

を争っているというときであれば、そんなところには送らない。それからあと、民事の関係があるような場合はどうか。万引きですと、民事の損害賠償とかそういうこともあり得ますので、そういうものは裁判所の方でティーン・コートの選択肢をそもそも提示しないということでした。裁判所が適切なケースであると認めた場合に、ティーン・コートの選択肢が提示されるわけです。ティーン・コートが何かについては裁判所に説明文書が備えられていますし、裁判官から説明がされるということです。18歳未満ですから未成年です。未成年には保護者が付き添いまして、保護者の同意を得てティーン・コートを選ぶ。そうなりますと、事件がティーン・コートに移送される。移送料30ドルということですが、これを裁判所に納めまして、裁判所からShorecrest High Schoolのティーン・コートのクラブのoutside clerkのところへ書類が送られてくるということでした。

それに基づいてclerkが書類を作成して、どういう事件なのか等々をまとめた用紙を作成する。一方で、それについての法廷を開く準備を別の担当者がやっていくということで、陪審員を選び、clerk, bailiffを選ぶといったことをいたします。現在は月1回第一月曜日に、現実の地方裁判所・郡裁判所で、裁判所が本来の事件を処理した後、午後7時ぐらいからだというふうに聞きましたが、7時ぐらいから実際の裁判所の法廷で開いております。形としては、中身が高校生になっているだけで、全部裁判所と同じで、裁判官はもちろん、陪審員の服装などもそれなりにきちんとしたものでなければならず、そういう服装規程もあるようです。裁判官は、裁判所で実際の裁判官から法服をお借りして、それを着用しております。流れは、その法廷のclerkが書面を朗読しまして、裁判官は被告に、説明したいことがあるかということ聞き、裁判官及び陪審員から質問をして、事実関係や状況などについて尋ねる。この場合、イエス、ノーのクエスチョンではなくて、例えば「今どう思っていますか」とか、そういうようなことを聞いていくということでした。

それが一通り終わりますと、裁判官と陪審員は陪審員室にリトリートして、そこでこの人に対してどういう扱いをするか、センテンスを決めるということでした。結論に達しますと法廷に戻りまして、被告に対して一定の判決といえましょうかセンテンス・結論を読み上げる。法廷には、被告人は未成年ですので保護者が付き添っております。センテンスが言い渡されますと、受諾するかどうかという選択肢がさらに与えられまして、保護者の同意のもとに受託するか、受託しないか。これも即答が必

要で、それを受けるかどうか直ちに答える。受諾するときには受諾書に署名して保護者も署名する。

このセンテンスの内容なのですが、どのようなセンテンスになっているかといいますと、基本はコミュニティーサービス何時間というものでして、例えばスピード違反1マイルごとに大体コミュニティーサービス1時間とか、そういうある程度相場観ができていて、それに基づいてコミュニティーサービス何時間。あるいは、人によってはレポート作成だとか、あるいはこれこれの授業を受けよとか、そういうものがあるようです。例えば、具体的に危険な行為が小さな子が絡んでいるものであったとするとそれに対する反省をいっそう促す意味で、例えば幼稚園で読み聞かせをすとか、そのような具体化されたコミュニティーサービス何時間ということもあれば、単純に20時間というようなこともあるようで、いろいろ幅はあるようですけれども、そういったセンテンスが出る。

今度はそうすると、コミュニティーサービスの実行の問題がありますので、このクラブの担当者になっている、これは学校の先生なのですけれども、そこで相談をしまして、どういうコミュニティーサービスをするかを被告との話し合いで決める。では、どこそこに行きましょうと決めまして、そうすると、この担当の教員の方から当該コミュニティーサービスに関わる団体に連絡が行きまして、こういうことですのでよろしくお願ひしますと言って、実際にコミュニティーサービスを終わりますと、コミュニティーサービスを終わりましたということが書面で戻ってくる。実際にコミュニティーサービスないしセンテンスが実行されたということで、書面が提出されるわけです。通常は、60日という期間を付されるようでして、60日以内にセンテンスの内容を実行したことを証する書面を提出しなければならない。書面の提出については、提出があった、あるいは期間内の提出がなかったということをディストリクト・コートの本来の裁判官に連絡をするということになりまして、交通違反などの場合はセンテンスの実現があったときには、裁判所はそのチケットが交付されたということを記録から削除いたします。この記録の抹消がメリットのようでして、ティーン・コートを使うと記録が残らない、最終的にセンテンスに実行していきますと記録が残らない。そうすると次の保険の更新の際に、保険料が上がらないといった実質的なメリットがあるので、それでティーン・コートを選ぶ人が多いということでした。

ちなみに、そんなセンテンスは重過ぎる、とんでもないということで拒絶しますと、

これは正規というか本来の裁判所に戻って、裁判所で本来の手続に入る。そのときにはもちろん記録も抹消されませんので、今まで拒絶例はゼロだとのことでございます。ただ、不満はいろいろあるそうで、センテンスが重過ぎると保護者から苦情が出た例もある。センテンス自体は公表されませんので、そういったときには、裁判官になっている学生さんが、なぜこういう判断をしたかという説明書を保護者に送って、今までの例からすると、こうこうこういうことなんだということで納得をしていただいたとのことでございます。

ティーン・コートの学生の活動自体は学校で行っていて、しかも、この学校で毎回応募して毎年裁判官になる人、それから陪審員になる人等々を決めてやっているようですが、学校の課外活動そのものではなくて、裁判所の活動という扱いになっているそうでございます。そのため予算は裁判所から出ている。といっても年200ドル程度ということですので、ごくわずかな、ほとんどお金もかからないということのようですけれども、そういった活動をしているということでもございました。

なぜここでこんな活動ができるのか、するようになったのかということなのですが、きっかけは1999年、こちらの学校では4年生に当たる、日本で言えば高校3年生に当たる学年でsenior projectというものがありまして、それは一定の論文を書いたり美術品を作ったり、何でもいいのですけれども、senior projectとして何かしなければいけない。それが卒業の単位になっている。1999年の段階で2人の4年生がsenior projectとしてyouth courtをやったらどうかということを考えてそうです。そういうことを考えて、そこで教員にも相談したんだと思いますけれども、district courtとmunicipal court、両方あるようですが、その裁判官に相談に行った。自分はsenior projectでyouth courtをやったらいいんじゃないかと思っているんだけれども。youth courtという仕組み自体は全米でかなり数のあるもののように知られている。そういったものをしてどうかと相談したところ、裁判官が「いいんじゃないか」とおっしゃって、それでできたそうで、そのあたりの法制度の仕組みがどうなっているのか。こんなに簡単にできるのか。さらに申しますと、実はこちらの担当の学校の先生はもう少し管轄を広げたいとおっしゃって、今2区域だけが対象になっているらしいのですが、ほかの区域の高校生の人も対象にしたいということで、裁判官と交渉するというお話をされているのですが、このあたりの法制度的な裏打ちがどうなっているのかは全く分からないのですが、お話の様子では、非常に簡単にできている

ようでございます。一応、ワシントン州法に規定はあるということでございますけれども、細目などはどうなっているのか分からないのですが、一種のミティゲーションとして認められているということです。ただ、記録から抹消するという話がそう簡単におできるのか、法制度的な手当が必要ではないかと思うのですが、詳細は分からないままでした。

こういったティーン・コートの一環にも関係の深い方ですが、5番目に挙げておりますMargaret Fisher教授、この方はシアトル大学のロースクールで各種授業を担当されているのですが、最初にお話をいたしましたSTREET LAWの著者でいらっしゃる。それからlaw-related educationの分野で活動されている方の方でして、レジユメの最後にBar Associationの活動としまして、Brown v. Board of Educationを挙げておりますが、これは、弁護士会で毎年法教育関係で一つ具体的なテーマを決めて、今年はこのテーマを特に中心的にいろいろな活動をしようというふうに毎年行っているとのことですが、そうしますと、いろいろな資料が必要ですし、どんなことをやったらいいのかという一種のマニュアルなども要るわけです。今年もBrown v. Board of Educationという黒白共学の問題が争われた、アメリカ法では有名な事件ですが、今年はその記念の年なので、これがテーマに選ばれているのですが、フィッシャー教授はこのためのいろいろな参考資料などをBar Associationのために書いておられるとのことでした。そういう、law-related educationの分野では非常に活動されているという方でございます。幾つかいろいろな話を聞いてまいりました。例えば御自身の娘さんなどは、幼稚園のころから模擬裁判をやっている。そのときには童話を題材にしてみんなで、むしろお芝居のような感覚でやっているのだけれども、そうして徐々に考え方に慣れていくんだ。最初はスクリプトを読むだけだけれども、それが身につけていくことがあるというような話をされておりました。

youth courtにつきましても非常に効果があるというお話でした。模擬裁判よりも大変効果があって、米国全体では1,000ほどあるのではないかとということでした。ただ、こういう各種の法教育への取組み、模擬裁判もそうですし、いろいろなStreet Lawを使った実際の実践あるいは他のCenter for Civic Education等が出しているようなテキストを使った取組みというのは非常に効果は上げていると思うのだけれども、それに関わる人というのは非常に少ない。実際に米国の普及はどうかということをお聞きしましたら、はっきり言って、pervasiveではない、普及していないというお返事でした。

参考資料の12ページ目に挙げておきましたけれども、多くの人がいろいろな分野で一生懸命やっている。促進のための活動をしているのだけれども、恐らく80%の先生方、対象となるような学校の先生方は、law-related educationというのは何かも御存じないだろう。教師の卵と言っておられましたが、教職課程で触れる機会が全くなくて、ですので、「何、それ」という感じの方がほとんどで、そういう中で自分がやるんだと言われても、そんなものはできないということがあるわけで、教える側も経験していないことはなかなか教えられないという面があるということをおっしゃってありました。

もともとアメリカの教育システムが非中央集権化されて、独自性があるものになっているために、逆に言うと一斉に普及するというようなことはなかなか難しいのだということでした。

時間をとって恐縮ですが、6番目のConstitutional Right Foundationについてお話をさせていただきます。これは、Street Law ですか、Center for Civic Educationと同じような立場で各種の取組をされているところでございます。テキストの発行などをされていますけれども、そこでもやはり同じような問題点の指摘がされておりました。いかにこれを普及させていくのか、これが非常に実効性があるということは、ある程度データも出ている、調査の結果もそうなっているのだけれども、これをやるには非常に労力もかかり、教える側の実践も大変だ。ここでは法律専門家にボランティアにいろいろ来てもらう仕組みなどを作っているのだけれども、やはりなかなか普及が難しい、どうやっていくかというのが非常に課題なんだという話をされておりました。

Constitutional Right Foundationの活動ですが、詳細は参考資料を見ていただくことにいたしまして、一点だけ特にお伝えしたいと思っております。参考資料の18ページの最後でございます。レジユメのアウトラインでは、一番下に三つ並べております。この中央のActive citizenship Todayは、ここから出しているもので、ちなみに申しますと左の方はEducation for Democracyということが書かれておまして、Scope & Consequenceでございます。こちらはCenter for Civic Educationが出されているもので、どういうコンセプトで書かれているかということ、正規のカリキュラムで法教育というので正面から出すのはやはり難しい。先生方は非常にお忙しいし、何よりもほかのカリキュラムで手いっぱい。そうすると、考えるべきは既存の

カリキュラムに、どううまく組み込んでいくか、どこで何を使うかだ。そういう組み込み方についての提示をしたのがこの本だということで見せていただきましたが、中身まではチェックできず、ほかの団体のものなので持ち帰ることもできずというような状態で、ただ、こういう本があるということで御紹介をいただきました。

右側と中央のものは、Constitutional Right Foundationの出版物ですが、これは非常によく利用されているとのことでした。これは各種の問題と政府、ガバメントの関連について気づかせることを意図したものです。アメリカでも地域社会や地域政府について触れるのは最初の段階、小学校などの段階で、そこからどんどん地平が拡大していくわけですね。最後は、国際まで行くという形なのですが、戻ってこないということです。ですから、結局、近隣で何が起きているか、自分たちの身近な問題として何が起きている、これにどう対応し活動していったらいいのかというのは、結局小学校でしかやらないということをおっしゃってしまっていて、それに対して、Constitutional Rights Foundationでは、neighborhoodに戻ってくるのが非常に重要だと考えている。各市民が最も活発に活動でき、involveできるという、それがまた必要な領域がここだからなのだ。カリフォルニアというのは非常に住民投票の多い地域で、やたらpollがあるけれども、住民のほとんどはそのテーマについて知らないということも言い切っておられまして、身近な問題について意見を聞かれても、実は知らない、またそれを知り考える場所がなかなかないんだ。ある議員の言葉によれば、「すべての政治はローカルである」ということを言われまして、そういうようなことが実践できるように手助けをしているということでした。

長くなって申し訳ございません。概要は以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの沖野委員の御報告につきまして質疑応答、意見交換に入りたいと思います。どなたからでも結構です。いいかがでしょうか。

高橋委員 ティーン・コートについてなんですけれども、裁判所の活動だというお話だったのですが、その教育ですね、ユース・コートを運営する子どもたちに対してどういったカリキュラムで、どこが、どの程度の教育をなしているのか、ちょっと教えてください。



沖野委員　ここで伺ったところだと、裁判所がこういう教育をするということはやっていなくて、むしろこのShorecrest High Schoolのティーン・コートというようなクラブの中で自律的にやっているそうです。勉強会のような形を開き、今年入ってくる人に対して、前の年に執行部のようなものができているようなのですが、そこで教えるということをやっているそうなのです。ティーン・コートに来るケースというのは、基本的に行為・「有罪」については認めている事案で、求められるのはセンテンスとしてどのような判決を出すかですが、その内容も具体的にはコミュニティー・サービス何時間がいいのか、どのようなプログラムを受けることが適切なのか、その部分の判断をするということです。今までにどのような形のものを出しているか、その際にどういう事情を斟酌すべきかというのはある程度集積があるということで、この判断のための「教育」も生徒に任されているというふうに聞いております。執行部が非常に優秀だとの話でもございました。

ただ、そうは言っても、担当のというか、非常に個人的なレベルで活動されているように思われるのですが、その裁判官との間で連絡協議会はずっと開いていて、執行部の長と学校の担当の先生、それから当該裁判官の方で、どういった問題があるかというようなことを話し合い、それをフィードバックしていくということを中心に頻繁にやっていると聞いています。

土井座長　そのほかいかがでしょうか。

沖野委員は研究会の委員ですので、また何かありましたら、その都度お聞きいただければ、御説明をいただけるかと思えます。どうもありがとうございました。

それでは本日最後の議題でございます。前回、教材作成グループの全体会の状況につきまして御報告をいただきましたが、6月9日に第2回方針立案会議が行われ、4つのグループの教材例、指導例のアウトラインが出そろったとのことですので、事務局から簡単に御報告をいただければと思います。よろしく申し上げます。

丸山部付　6月9日に第2回方針立案会議が行われまして、4つのグループで今教材を作っていますが、その4つの教材のアウトラインがほぼ出そろったという状態です。次回の法教育研究会は7月16日金曜日に予定されていますが、ここには各グループの主担当の方においでいただいて、各教材の詳しい中身について御説明をいただく予

定になっております。出来上がった教材の成果だけではなくて、その教材が出来上がるまでに法的助言グループと学校の先生方との間でいろいろな議論を交わされましたので、その経緯、こういった形で学校関係者と法律実務家が共同しながら教材例を作っていたかというような点も含めて御報告いただく予定です。

この教材例が固まりますと、主担当の先生方に模擬授業という形で実際に授業を行っていただくことを予定しています。時期は9月の新学期始まりましてから、恐らく9月6日の週、それから次の13日の週に実施することになると思います。4つの教材がありますので、委員の先生方全員に全部を見ていただくというわけにはいきませんので、こちらの方で適宜グループ分けをさせていただいて、実際の授業を日中の時間を使って参観に行っていただくことになるかと思っておりますので、あらかじめ御了承ください。なるべく早目に日程を決めて、グループ分けをしてお知らせしたいと思っております。よろしく願いいたします。

土井委員 何か質問等はございますでしょうか。

それではどうもありがとうございました。本日はこの程度とさせていただきたいと思っております。大村教授あるいは沖野委員にお持ちいただきました参考資料につきまして、あちらのテーブルの方に並べて展示をさせていただきますので、委員の方々におきましては、是非手にとって御覧をいただければと思っております。大村教授、沖野委員には少しお手数をおかけしますが、よろしければ委員の方に御説明をしていただければ幸いです。

次回は来月16日金曜日午後2時から法務省20階第一会議室での開催を予定しております。

それでは本日の議事はここまでにいたしたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

午後4時 閉会